

伊東市で「認定農業者」になりませんか！

認定農業者制度とは

経営改善に取り組む農業者が、農業経営の向上を目指す計画を作成し、その計画を市町が認定する制度です。



認定農業者になるには

1. 経営改善の5年後の目標やその達成に向けた「農業経営改善計画」を作成し、伊東市に提出します。
2. 計画の内容が伊東市の基本構想に適しているかを審査の上、認定します。

申請者の要件とは

1. 伊東市内において農業経営を営み、又は営もうとする者であること
2. 農業経験を積み、安定的な経営ができると判断できること（新規就農者等）
3. 農業経営改善計画を作成し、その計画を達成する意志があること

※性別、年齢、専業・兼業、経営規模、営農類型、所得等は問いません。

認定農業者になると受けられる支援措置

1. 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）の利用

- ・ ゲタ対策 → 麦・大豆等のコスト割れの補填
- ・ ナラシ対策 → 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット

2. 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の活用

経営改善のための長期低利融資（農地・施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金）が活用できます。

3. 農業経営基盤強化準備金制度

農地や農業用機械等の取得の際に税制優遇を受けることができます。

4. 農業者年金の保険料支援

保険料の半分（1万円/月）の補助を受けることができます。



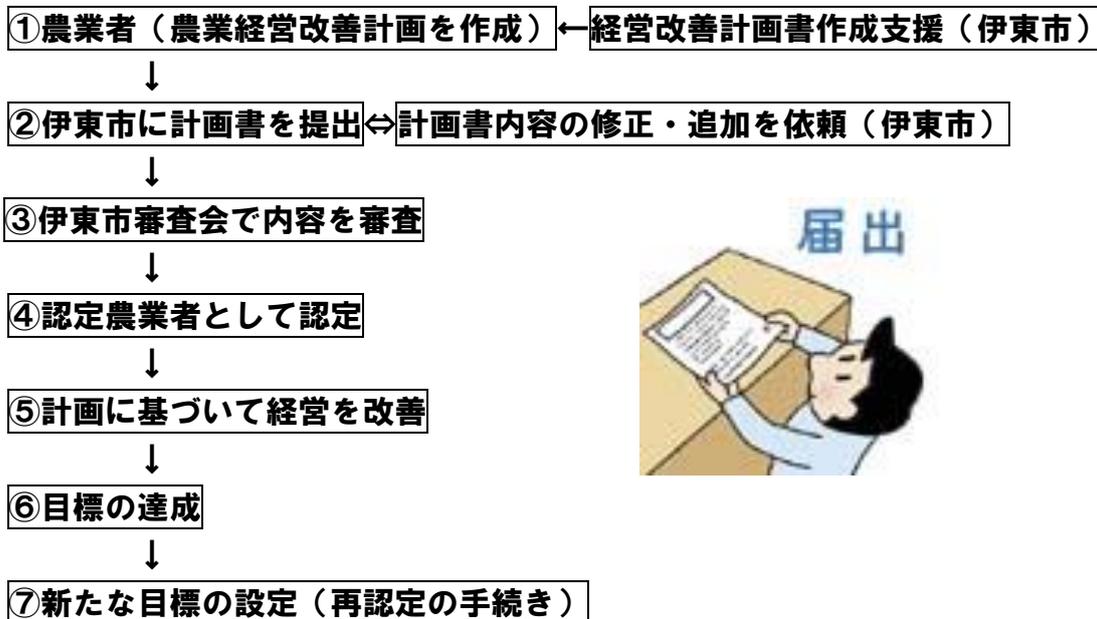
伊東市の認定基準

認定は現状ではなく、将来の経営発展の可能性を重視しています。多くの農業者の方に、農業経営の改善に取り組んでもらうため、性別、専業・兼業の別などを問わず認定の対象となります。

「伊東市基本構想の目標」	
農業者の年間所得	650万円以上
農業者の年間労働時間	2,000時間以内

1. 水稲、麦、大豆等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や野菜等の施設園芸なども認定の対象となります。
2. 所得目標は、経過措置として基本構想の所得目標の「70%（目標455万円）」を下限として認定できます。
3. 経営規模や所得の小さい農家でも、一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は認定の対象となります。

経営改善計画認定の流れ



※5年間の成果や課題・問題点を見直し、新経営目標の設定が必要となれば、経営改善計画を新規作成し、再認定を受け、引き続き支援を受けることができます。

○認定農業者に関するお問合せ先

伊東市産業課農林水産係 TEL 0557-32-1731

